

公募に関するQ&A

No.	質問	回答	備考
1	継続採択されているデータベースも多いようですが、若くて新しいデータベースが実際に採択される可能性はあるのでしょうか。	過去の採択課題にも新しいデータベースはあります。これまでどおり、若くて新しいデータベースも魅力のあるものは積極的に取り入れていきたいと考えます。	
2	評価者はどのような方でしょうか。	本プログラムの研究総括、研究アドバイザーです。また、必要に応じて外部評価者の協力を得る場合があります。 なお、研究総括、研究アドバイザーはウェブサイト (https://biosciencedbc.jp/funding/program/dicp/) に掲載しています。 外部評価者は採択のプレスリリースにて公開いたします。	
3	データの生産者（実験者）も分担研究者として加えて、実験機器や試薬にも予算を支出することは可能でしょうか。	実験機器・試薬を購入することは、原則できません。実験研究者の参加は可能ですが、実験データの産出を目的とするウェット研究（実験研究）は本公募の課題としては、原則認めていません。	
4	研究室でプロトタイプデータベースは既に構築していますが、一般公開はしていません。これから公開用のデータベースを構築する予定ですが、いつ頃までにデータベースを公開出来る計画であれば応募することができますか。	現時点で一般公開していなくても応募は可能です。中間評価時までには公開できるような計画を策定ください。	
5	個人情報保護の観点などから、制限公開を前提とするデータベースの提案は応募できますか。	公開できないデータを含む場合に一部のデータを制限公開とすることは妨げませんが、オープンサイエンスに資するデータベースを支援する立場から、基本的には大部分のデータを公開できるデータベースにしておくことが望ましいです。例えば、個人情報を含むデータを公開可能な形に加工し、より多くの研究者に資するデータベースを構築するような提案を歓迎します。	
6	NBDCのファンディングにおける観点の一つにデータベースの継続支援があると理解しています。今回の募集においても、こちらの観点は、重要視されるものでしょうか。これまでの研究課題の継続についてはどの程度重視され、新しい提案はどの程度評価されるのでしょうか。	データベースの継続支援の観点は重要ですが、継続してきたデータベースだけを重視するというものではありません。新しいデータベースも積極的に採択する予定ですので、将来的な継続のための戦略なども併せて提案してください。	
7	5年次の評価を踏まえて、1件程度、実施期間延長を判断するとのことですが、どういったデータベースが実施期間の延長となりますか。	公募要領「3.4.1 中間評価・事後評価」（25ページ～）記載の3つの観点を踏まえて判断します。ただし、予算の制約から、これらの観点を満たしていれば必ず期間延長となるわけではない点をご承知おきください。	

No.	質問	回答	備考
8	海外研究機関、研究者との国際共同はどの程度可能でしょうか。	選考において海外機関の参画が研究構想の実現に不可欠と認められ、所属する研究機関が、公募要領「3.7 研究機関の責務等」（29ページ～）記載の全条件を満たす場合参画は可能です。機関の責務等については、委託研究契約の内容も含め、国内機関とは条件が異なる場合もあるため、公募締め切り前にJSTへお問い合わせください。	
9	研究機関内にシステム（プログラム等）の開発者がいない場合、システム開発を企業等にすべて外部委託することは可能でしょうか。	研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。 研究開発要素を含まない、仕様書や要件定義書に基づいた作業の請負契約であれば可能です。 (次項のQ&Aもご参照ください。)	
10	本プログラムで提案する研究構想では、ウェットな研究（実験研究）はできず、データベースの開発整備・データ活用に係るものに限定した研究展開になると思います。ただ、我々が現在運営しているデータベースは、開発を外部企業に発注しています。今回提案する場合、研究経費のほとんどを外部企業への発注費用が占めると考えています。そのような研究費の執行が認められるものでしょうか。	外注の内容・規模・予算全体に占める割合は、選考にあたって必要性・妥当性を含めて総合的に評価されます。 また、本プログラムは「国際基準の獲得を目指すデータベースや利用者ニーズを充足するライフサイエンスのデータベースに関する研究開発」を支援するものです。したがって、前提として、データベース開発に高い公共心と熱意をもって取り組んでいただくことを期待しています。上記についてもご勘案いただき、研究提案を構想いただきますようお願いいたします。 (前項のQ&Aもご参照ください。)	
11	他のファンディングで構築したデータベースの更なる拡充や新規利活用展開の研究提案は対象になりますか。	他の研究費で開発されたデータベースであっても、研究開発期間や資金の重複がなければ今回の公募対象となります。	
12	非常勤の研究員の立場の方を研究分担者とすることは問題ないでしょうか。	公募要領で定める各要件を満たすことができれば、研究分担者としていただいて差し支えありません。 なお、研究分担者として参画される場合は、公募要領で定める「研究代表者及び研究分担者の責務」を遵守いただく他、研究の実施を予定している全ての研究機関（参画機関）は原則としてJSTが提示する内容で研究契約を締結していただき、研究契約書、事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究を適正に実施していただく必要があります。その他要件については、公募要領をご確認ください。	

No.	質問	回答	備考
13	研究機関の正規職員ではなく、非常勤研究員が研究代表者になる場合でも、公募要領3.3.1にある「直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出」は適用されるのでしょうか。	<p>当事業では、PI人件費の支出に際し、研究代表者の職制や雇用形態に関する制限は設けていません。</p> <p>なお、PI人件費の支出に際しては、下記文書の通り、研究機関において実施すべき事項等がございますので、あらかじめ所属機関のご担当者様にご確認ください。</p> <p>「直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出」に関するライフサイエンスデータベース統合推進事業（統合化推進プログラム）の対応について https://biosciencedbc.jp/funding/files/dicp_info02.pdf</p>	
14	研究代表者に年齢制限はありますか。	年齢制限はありません。ただし、研究開発支援期間を通じ、研究チームの責任者として研究開発課題全体の責務を負うことができることを条件としています。詳しくは、公募要領の「応募者の要件」をご覧ください。	
15	民間企業に在籍していますが、応募することはできますか。	民間企業に在籍している研究者でも応募できますが、応募者が公募要領の「応募者の要件」を、所属している企業が「研究機関の要件」の全ての条件を満たし、かつ公募要領の「研究体制の要件」を満たす必要があります。	